

那覇市上下水道局小規模貯水槽水道の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市水道給水条例(平成9年那覇市条例第37号。以下「条例」という。)及び那覇市水道給水条例施行規程(平成10年那覇市水道局規程第2号。以下「施行規程」という。)に規定する小規模貯水槽水道の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)貯水槽水道 水道法(昭和32年法律第177号)第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。
- (2)小規模貯水槽水道 簡易専用水道、専用水道、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)適用水道のいずれにも該当しない受水槽以下の給水設備をいう。
- (3)受水槽 水道事業の用に供する水道から供給を一時的に受けるために設けられる設備をいう。
- (4)高置水槽 受水槽からポンプ等によって送られてきた水道水を高所に一時的に貯めておく設備をいう。
- (5)水槽 受水槽と高置水槽をいう。
- (6)設置者 貯水槽水道の所有者又は所有者以外の者で、当該設備の維持管理に関する権原を有するものをいう。

(設置の届出)

第3条 貯水槽水道の設置者は、那覇市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に小規模貯水槽水道設置届出書(第1号様式)を届け出なければならない。

- 2 前項の規定による設置届出を行った者は、届出事項に変更が生じたときは小規模貯水槽水道構造等変更届出書(第2号様式)又は小規模貯水槽水道設置者変更届出書(第3号様式)により、当該貯水槽水道を休止及び廃止したときは小規模貯水槽水道休止・廃止届出書(第4号様式)により、速やかに届け出なければならない。

(管理者が特に認めるもの)

第4条 施行規程第26条第1項ただし書に規定する管理者が特に認めるものは、小規模貯水槽水道の設置者と当該小規模貯水槽水道の主たる利用者が同一の場合であり、かつ、戸建等であるものをいう。ただし、アパート、マンション(分譲、賃貸含む。)、賃貸ビル、事務所、飲食店及び食品小売業等で、小

規模貯水槽水道の設置者以外のものが利用するものを除く。

(管理者が特に認めるものへの指導)

第 5 条 管理者は、前条に規定するものについても、できる限り施行規程に準じて小規模貯水槽水道の管理及び管理の状況に関する検査の受検を行うよう指導するものとする。

(水槽の掃除)

第 6 条 施行規程第 26 条第 1 項第 1 号アに規定する管理者が認めるものは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号。以下「ビル管理法」という。)第 12 条の 2 第 1 項第 5 号の登録を受けたものとする。

(水質検査)

第 7 条 施行規程第 26 条第 1 項第 2 号に規定する管理者が認めるものは、ビル管理法第 12 条の 2 第 1 項第 4 号の登録を受けたものとする。

(諸行為の届出)

第 8 条 小規模貯水槽水道の設置者は、次の各号の行為をしたときは、各届出書様式により届け出るものとする。

(1) 施行規程第 26 条第 1 号アの規定により水槽の掃除を行ったとき。(第 5 号様式)

(2) 施行規程第 26 条第 2 号の規定により水質の検査を受けたとき。(第 6 号様式)

(シールの交付)

第 9 条 小規模貯水槽水道の設置者が、前条の規定による届出を行ったときは、管理者は、申出により小規模貯水槽水道の管理状況を示すシールを交付するものとする。

付 則

この要綱は、平成 15 年 3 月 31 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後においてもなお当分の間、この要綱の施行前の様式又はこれを適宜修正した様式を使用することができるものとする。

第1号様式(第3条関係)

貯水槽水道設置届出書

年 月 日

那覇市上下水道事業管理者 宛

設置者 住所 〒

氏名
電話番号

印

小規模貯水槽水道の設置について、那覇市上下水道局小規模貯水槽水道の取扱いに関する要綱第3条第1項の規定により、下記のとおり届出します。

記

建築物の概要	名称			
	所在地			
	受水槽構造	RC ・ SUS ・ FRP その他()	規模	m ³
	高架水槽構造	RC ・ SUS ・ FRP その他()	規模	m ³
	用途	ア 共同住宅 イ 個人住宅 ウ 病院・診療所 エ 事務所 オ 店舗 カ 学校 キ 工場 ク 旅館 ホテル ケ 娯楽施設 コ その他 ()		
開始予定年月日	年 月 日			
管理責任者	住所			
	氏名	TEL		

(添付書類)

1. 建築物の位置図 2. 受水槽、高架水槽の配置図及び構造図

第2号様式(第3条関係)

貯水槽水道設置届出書

年 月 日

那覇市上下水道事業管理者 宛

設置者 住所 〒

氏名

印

電話番号

小規模貯水槽水道の主要な構造を変更しますので、那覇市上下水道局小規模貯水槽水道の取扱いに関する要綱第3条第2項の規定により、下記のとおり届出します。

記

貯水槽水道を 設置している 建築物	名 称	
	所 在 地	
主要な構造の 変更事項	変 更 前	RC ・ SUS ・ FRP その他() m ³
	変 更 後	RC ・ SUS ・ FRP その他() m ³
変 更 年 月 日		
変 更 理 由		

第3号様式（第3条関係）

小規模貯水槽水道設置者変更届出書

年 月 日

那覇市上下水道事業管理者 宛

設置者 住所 〒

氏名
電話番号

印

小規模貯水槽水道の設置者の氏名又は住所を変更しましたので、那覇市上下水道局小規模貯水槽水道の取扱いに関する要綱第3条第2項の規定により、下記のとおり届出します。

記

貯水槽水道を 設置している 建築物	名 称	
	所 在 地	
氏名又は住所の 変更事項	変 更 前	住所
		氏名
	変 更 後	住所
		氏名
変 更 年 月 日		

第4号様式(第3条関係)

小規模貯水槽水道（ 休止 ・ 廃止 ）届出書

年 月 日

那覇市上下水道事業管理者 宛

設置者 住所 〒

氏名
電話番号

印

貯水槽水道を 休止・廃止 しましたので、那覇市上下水道局小規模貯水槽水道の取扱いに関する要綱第3条第2項の規定により、下記のとおり届出します。

記

貯水槽水道を 設置している 建築物	名 称	
	所 在 地	
休 止 ・ 廃 止 年 月 日		年 月 日
休 止 ・ 廃 止 の 理 由		

小規模貯水槽清掃届出書

年 月 日

那覇市上下水道事業管理者 宛

(清掃業者)

住 所

氏 名

電話番号

印

(設置者)

住 所

氏 名

電話番号

印

那覇市上下水道局小規模貯水槽水道の取扱いに関する要綱第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 基本的な事項

水道番号	共同住宅名	所在地	貯水槽設置年月日	建物種別
		那覇市		<ul style="list-style-type: none"> 各戸検針 連合専用 一般用

2. 貯水槽の清掃の実施

清掃実施年月日	貯水槽容量(m ³)		排水量(m ³)	
	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽
	m ³	m ³	m ³	m ³

3. 清掃後の安全確認

色	濁り	臭い	味	残留塩素の有無
				mg/l

※ 安全確認の写しを添付してください。

(注意事項)

- 届出は、清掃業者又は設置者、管理人のいずれからでもできます。
- 検査機関の登録証明書(ビル管理法施行規則第32条)の写しを添付してください。
- 清掃したことが証明できる書類(掃除業者からの証明書等)を添付してください。

第6号様式（第8条関係）

水質検査届出書

年 月 日

那覇市上下水道事業管理者 宛

（検査機関）

住 所

氏 名

電話番号

印

（設置者）

住 所

氏 名

電話番号

印

那覇市上下水道局小規模貯水槽水道の取扱いに関する要綱第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 基本的な事項

水道 番号	共 同 住 宅 名 称	所 在 地	貯 設 水 槽 置 年 月 日
		那覇市	

2. 水質検査の実施

検査実施年月日	貯水槽容量(m ³)	
	受水槽	高置水槽
	m ³	m ³

3. 検査結果

色度	濁度	臭気	味	残留塩素
度	度			mg/l

（注意事項）

- 届出は、設置者又は水質検査機関のいずれでもできます。
- 該当しない届出項目は、斜線で消してください。
- 検査結果の写しを添付してください。
- 検査機関の登録証明書（ビル管理法施行規則第32条）の写しを添付してください。